

医療費・雑損・寄附金控除で還付金を受け取る！

給与所得者の記入方法

給与所得者でも申告すればお得！

サラリーマンやOLなど、給与所得者で、会社で年末調整を受けていても、確定申告を行うと還付金が戻ってくるケースがあります。

全部で14ある所得控除（↓40ページ）のうち、①医療費控除 ②雑損控除 ③寄附金控除の3つは会社の年末調整では行うことができないため、還付金を受け取るには、自分で控除額を計算して確定申告をしなければなりません。

①医療費控除は、自分や生計を一にする家族が病気やケガなどで医療費を支払ったときに受けられる控除です（↓116ページ）。

②雑損控除は、台風や地震、大雨などの自然災害や盗難・横領な

どの被害に遭った場合に受けられる控除です（↓120ページ）。

③寄附金控除は、ふるさと納税や税法で定められた特定の団体に寄附を行ったときに受けられる控除です（↓122ページ）。

給与所得者の申告は簡単

給与所得者が還付申告する場合、申告する所得が給与所得だけで、年末調整の控除に漏れがなければ、申告書の書き方は非常に簡単です。

まず、勤め先から受け取った「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」を申告書A第一表に記入します。そして、申告書A第二表に雑損・寄附の控除の金額を書き込めばいいのです。

医療・雑損・寄附金控除を受けるには要件があります。くわしい書き方や計算方法は、次ページから紹介していきます。

必要な書類



確定申告一口メモ

- 申告書
- 申告書A（第一表、第二表）
- 申告書に添付するもの
 - 災害関連の支出の領収書
 - 医療費控除の明細書
 - 寄附金の領収書

Point

年末の結婚で還付金が戻る!?

一般的に、企業では、年末調整に必要な書類は12月初旬頃には回収されます。これ以降の年末までに結婚やそれに伴う扶養家族が増えた場合、確定申告で還付金が戻るケースがあります。

配偶者（特別）控除の対象となる人と結婚した場合や、扶養控除の対象となる義理の親ができた場合、一定額の所得控除が受けられます。

